

栃木県地域福祉支援計画に関するH30年度の新たな取り組みについて（主なもの）

H31.3.1 保健福祉課

※現時点での予定

施策1 お互いに支え合える地域づくり

(1) 多様な主体の参加による支え合いのしくみづくり (計画 25 頁)

⇒地域共生社会構築支援事業（一部新規）【所管：保健福祉課】

・内容

包括的な相談支援体制構築に当たっての中核を担う「相談支援コーディネーター」の養成に加え、新たに、社会福祉法人等による「地域における公益的な取組」の好事例を広く収集・発信することで、法人の取組を「見える化」し、「公益的な取組」の実施を促進するとともに、地域共生社会の担い手としての育成を図る。

施策1 お互いに支え合える地域づくり

(1) 多様な主体の参加による支え合いのしくみづくり (計画 25 頁)(2) 地域の課題に対応する相談・支援体制の充実 (計画 30 頁)

⇒フードバンク等活動促進事業【所管：保険福祉課】

・内容

食品関連事業者（食品製造業、農産物直売所等）や一般家庭等に対し、未利用食品等の有効活用策であるフードバンク、フードドライブ等の活動の周知やフードバンク活動実施団体に対する支援を行う。

施策1 お互いに支え合える地域づくり

(2) 地域の課題に対応する相談・支援体制の充実 (計画 30 頁)

⇒再犯防止等推進事業【所管：くらし安全安心課】

・内容

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）に基づき、再犯の防止等に向け、（仮称）栃木県再犯防止推進計画の策定及び円滑な施策の実施を図るため、再犯防止等の取組による現状や課題等について、県民の理解促進と関係機関の連携協力を推進する。

施策1 お互いに支え合える地域づくり

(3) 災害に備えた取組の促進

(計画 34 頁)

⇒災害福祉広域支援ネットワーク構築事業（一部新規）

【所管：保健福祉課】

・内容

「災害福祉支援チーム」の登録研修に加え、新たに技術の向上を図るための「フォローアップ研修」を実施するほか、チームの活動内容等について広く共有するための「フォーラム」を開催し、災害時の福祉支援体制の一層の整備を進める。

施策1 お互いに支え合える地域づくり

(4) ひとにやさしいまちづくりの推進

(計画 38 頁)

⇒ 障害者行動拡大支援事業

【所管：障害福祉課】

・内容

2022 年の全国障害者スポーツ大会を契機として県内宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者が安心して宿泊できる施設の拡大を図るため、専門家によるアドバイスや、バリアフリー改修工事に対する助成を実施する。

施策1 お互いに支え合える地域づくり

(4) ひとにやさしいまちづくりの推進

(計画 38 頁)

⇒ 障害者行動拡大支援事業

【所管：障害福祉課】

・内容

2022 年の全国障害者スポーツ大会を契機として県内宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者が安心して宿泊できる施設の拡大を図るため、専門家によるアドバイスや、バリアフリー改修工事に対する助成を実施する。

社会福祉法人等による公益的取組促進事業（H31新規）

予算総額：1,572千円
(H31年度要求)

- 社会福祉法人においては「地域における公益的な取組」の実施が責務とされており、「地域共生社会の実現」の観点からもこれらの取組が重要な位置付けとなっている。
- しかし、具体的な取組事例・実践手法・効果がイメージできず、取組に着手できない法人が多く存在している。
- また、既に実施している法人でも、自らの取組が客観的評価を受ける機会がないことから、モチベーションアップにつながらず、また、外部からもどういった優良事例が行われているかが見えにくいう状況となっている。

社会福祉法人等による好事例を広く収集・発信することで、法人の取組を「見える化」し、「公益的な取組」の一層の実施を促進する

【実施イメージ】

●着眼点の整理

- ・地域ニーズに対応しているか
- ・どのような効果が上がっているか
- ・他の資源への波及が生じているか
- ・取組に発展性があるか 等

【栃木県】



【コンサル会社等】

- ・取組法人の募集
- ・優良取組法人の選定
- ・公益的取組実践フォーラムの開催（優良法人の表彰式を兼ねる）
- ・好事例集の作成

●実践フォーラムの開催

- 【内容】
- ・優良取組法人による事例発表
- ・有識者講演
- ・最優良取組法人の選定(※)
- ※参加者投票により決定

●好事例集の作成

- ・優良取組法人による実践事例をまとめる
- ・取組内容を見える化
- ・HPへの掲載、各研修会での活用を想定

【期待される効果】

➢ 県内全体の取組の底上げ

➢ 既取組実施法人によるモチベーションアップ・一層の取組促進

➢ 社会福祉法人による取組の見える化

各市町が「地域共生社会」を構築していく上でのカウンターパートを育成し、市町の後押しにつながることを期待

フードバンク等活動の促進について

H31. 3 保健福祉課

1 フードバンクとは（全国フードバンク推進協議会HPから抜粋）

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通させることができない食品等を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動

2 活動の背景及び効果

	活動の背景	活動の効果
食品ロス問題	十分に食べられるにもかかわらず、年間、食品関連事業者から約357万トン、一般家庭から約289万トン（計646万トン）の食品が廃棄されている。（H27年度推計値）	食品寄贈元においては、社会貢献によるモチベーションの向上、廃棄コストの削減等が図られる。
貧困問題	貧困世帯で暮らしている子どもの数が7人に1人	健康的な食事の確保や社会からの孤立回避等が図られる。

※ 646万トン＝日本人1人当たりに換算すると茶碗約1杯分（約139g）の量が毎日捨てられている計算

3 活動状況

全国では、社会福祉協議会以外で約80ヶ所のフードバンクがあり、県内では4団体が活動している。

- ・フードバンクうつのみや（NPO法人ボランティアネットワーク／宇都宮市他）
- ・フードバンク道の駅思川（道の駅思川／小山市）
- ・フードバンクとちぎ（NPO法人フードバンクとちぎ／小山市）
- ・フルーツガーデンフードバンク（（福）三松会／佐野市）

そのほか、県内の社会福祉協議会では、14市町社協が食料支援を実施している。（県調べ/H30.2取りまとめ）

4 県におけるフードバンク等活動促進への支援

○フードバンク等活動促進事業（31年度予算：1,386千円）

- ・フードバンク等活動の周知
食品関連企業や一般家庭等に対して、フードバンク、フードドライブ等の活動の理解促進のため、リーフレットを作成し、広く周知を図る。
- ・フードバンク活動団体への支援
フードバンク活動団体の経費の一部を補助する。

○その他

- ・県のHP掲載によるフードバンク活動の周知
- ・県のイベント時等にフードドライブを実施
- ・府内連携による食品関連企業等に対するフードバンク活動への協力の働きかけ

2019.2

くらし安全安心課

再犯防止等推進事業費【新規】

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）に基づき、再犯の防止等に向け、（仮称）栃木県再犯防止推進計画の策定及び円滑な施策の実施を図るため、再犯防止等の取組による現状や課題等について、県民の理解促進と関係機関の連携協力を推進する事業費を平成 31 年度予算に計上した。

【 387 千円 】

1 背景

再犯防止については、これまで矯正や保護観察を柱に国が中心となって取り組んできたが、取組を一層強化していくためには、就労・住居、保健医療・福祉、教育などの総合的な支援が不可欠であり、国と地方公共団体との連携や協力がこれまで以上に重要となっている。

そこで、法律において、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯の防止等に関する施策を実施することが定められた。

一方、県内の刑法犯の発生状況は、平成 15 年をピークに減少しているが、平成 29 年に検挙されて者の約半数の 48.9%（全国平均 48.7%）が再犯者となっている。

2 取組の考え方

県としては、犯罪を犯した者が刑事司法手続終了後に社会に受け入れられずに、再び犯罪に手を染めることがないように、再犯防止の観点を踏まえた生活困窮支援などの地域での生活を可能とする施策の推進を通して、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図る。

3 平成 31(2019) 年度の事業予定

(1) （仮称）栃木県再犯防止推進計画の策定

平成 30(2018) 年度に計画策定のための府内ワーキンググループを設置し、施策等の検討を開始しており、引き続き、国の助言や保護司会連合会などの関係団体からの意見を聴取し、計画を策定する。

(2) 普及啓発活動

再犯防止啓発月間（7 月）などで、再犯防止の取組や課題等について、県民の理解促進に取り組む。

災害福祉地域支援ネットワーク構築事業（事業概要）

予算総額：1,500千円
(H31年度要求)

現状・課題

- 大規模災害が発生した際には、多数の被災者が避難所生活を余儀なくされ、当該被災者の内、高齢者や障害者等の福祉的支援が必要な者（いわゆる「災害時要援護者」）も相当数存在することが想定される。
- 災害時要援護者は、避難所生活で必要な福祉的支援を享受できることも要因となり、体調の悪化・落命等の二次災害を受けやすい。
- そのため、災害時に福祉専門職を被災地に派遣する地域ネットワークを形成し、災害時要援護者への支援体制を構築

（H30.2時点 チーム員308名（登録研修未受講者183名含む）※23都道府県で同体制を構築済み（H30.3時点）

- ◆日常生活から要援護者となっている者
- ◆要援護候補者（認知症予備軍等）

→
避難所生活をきつかけに状態悪化
避難所生活をきつかけに不活発な状態に

専門職の役割と福祉的ニーズ（イメージ）

【役割（例）】

- ・ニーズの掘り起こし
- ・課題の受け止め・つなぎ
- ・環境整備
- ・情報提供
- ・自立に向けた生活支援 等

【福祉専門職】

【災害時要援護者】

※福祉専門職は主に避難所で災害時要援護者への支援を実施

【福祉的ニーズ（例）】

- ・生活環境が変わり介助が必要
- ・避難所生活がきつかけで認知症が進行
- ・衛生環境が悪く飲食に抵抗がある。
- ・人間関係が絶たれ、精神的に不安定
- ・子どもの心身が不安定
- ・将来生活への不安 等

未構築の場合の課題

- 県内関係者に災害時の福祉的支援の必要性が理解されず、災害時要援護者に対する十分なフォローが行われない。
- 本県被災時に、他自治体への支援要請が困難。（お互い様の関係が築けない）

平成31年度の事業内容

- > 県内福祉関係団体等による「栃木県災害福祉地域支援協議会」を運営し、チームを円滑に被災地へ派遣できる体制とする。

- (1) 栃木県災害福祉地域支援協議会開催
- (2) チーム員研修（一部新規）
- (3) 災害福祉支援体制構築フォーラム（新規）

体制構築の進め方

Step 1 (H29)

Step 2 (H30)

Step 3 (H31)

＜「栃木県災害福祉地域ネットワーク」構築＞

- 「栃木県災害福祉地域支援協議会」の設置（6/21）
- チーム員の募集・研修（10月～）

- 関係団体への訪問による趣旨説明（H29.11～12）
- 災害福祉地域支援ネットワーク構築準備会の開催（H30.3/20）

- チーム員研修※の充実※コアメンバーによるWGを立ち上げ、研修の位置付け、内容等を整理